

防災業務計画書

桜橋駐車場

令和8年6月

T F I 株式会社

目 次

第1章 防災業務計画書の位置付け	4
1. 計画書の目的	4
2. 計画書の構成	4
3. 国土交通省等との連携	4
4. 計画書の変更	4
5. 対象施設	4
第2章 防災に関する組織	4
1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散	4
第3章 災害対策本部の設置基準	5
1. 災害対策本部の設置基準	5
第4章 災害対策本部の解散の基準	5
1. 災害対策本部の解散	5
第5章 閉鎖基準	6
1. 閉鎖基準	
第6章 災害対策の実施	6
1. 営業時間内の事前対策	6
2. 営業時間内の事後対応	8
第7章 防災訓練	9
1. 訓練の実施	9
2. 訓練項目	9
第8章 防災に関する教育及び広報	10
1. 駐車場スタッフに対する教育	10
2. 広報	10
第9章 その他	11

<添付資料>

(別表 1) 災害対策本部の構成及び任務

(別表 2) 緊急連絡体制表

(別添①) 避難経路図

(別添②) 帰宅困難者心得 10 か条

(別添③) 大阪市北区ハザードマップ（内水氾濫）

(別添④) 災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法

第1章 防災業務計画書の位置付け

1. 計画書の目的

この計画は、TFI株式会社（以下「TFI」という。）が管理・運営する駐車場について、防災に関し執るべき措置等を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 計画書の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成とし、地震・風水害・火災等の災害に対する、予防、応急対策のそれぞれの段階における対応を具体的に定める。

3. 国土交通省等との連携

TFI及び駐車場スタッフ（人材派遣会社等から派遣されている人を含む。以下同じ）は、国土交通省と連携して当該駐車場の防災対策・対応を実施するものとする。

4. 計画書の変更

この計画は、必要に応じ変更を行うものとし、変更しようとする場合は、遅滞なく国と協議し承諾を得るものとする。

5. 対象施設

この計画の対象とする駐車場は、以下のとおりとする。

駐車場名	所在地	形式	収容台数
桜橋駐車場	大阪府大阪市北区梅田1丁目1番7号	自走式地下駐車場	200台

第2章 防災に関する組織

1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散

1) 災害対策本部の「設置」

大阪国道事務所長は、災害対策本部長として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災対策を推進するため必要があるときは、第3章第1項に定める設置基準に基づき大阪国道事務所に災害対策本部を設置するとともに、TFIのサテライト本部（大阪府大阪市中心区今橋4-1-1）と常時接続体制を構築する。

2) 災害対策本部の「構成および任務」

災害対策本部の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

3) 災害対策本部の「解散」

大阪国道事務所所長（災害対策本部長）は、第4章1項に定める解散基準に至った時は、災害対策本部を解散する。

第3章 災害対策本部の設置基準

1. 災害対策本部の設置基準

T F I が管理・運営する駐車場又はその存する地域が下記の状況に至ったとき。

（各自治体からの以下災害情報等を受信した時）

- 1) 大雨、洪水による災害の発生が予想されるとき
 - ・警戒レベル2相当（大雨注意・氾濫注意）の防災気象情報が発令されたとき
 - ・時間雨量 40 mm以上の降雨（大阪地点）が予想されるとき
- 2) 台風等により、災害の発生が予想されるとき
 - ・警戒レベル2相当（高潮注意）の防災気象情報が発令されたとき
- 3) 地震・津波により災害が発生するおそれのあるとき
 - ・津波注意報が発令されたとき
- 4) 台風、大雨、洪水等により被害が発生したとき
- 5) 火災・爆発等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
- 6) 地震により、相当の被害が発生したとき
- 7) その他、災害対策本部長が必要と判断したとき

第4章 災害対策本部の解散の基準

1. 災害対策本部の解散

T F I が管理・運営する駐車場、又はその存する地域が下記の状態に至ったとき。

- 1) 大雨、洪水等による被害のおそれが無くなったとき
- 2) 台風等による被害のおそれが無くなったとき
- 3) 地震・津波に関する情報発信が治まり、状態が安定したとき
- 4) 南海トラフ臨時情報等が解除されたとき
- 5) 火災、爆発等による被害のおそれが無くなったとき
- 6) 災害が発生した後、必要な対応により災害対策本部設置の必要が無くなったとき
- 7) その他、災害対策本部長の判断のあったとき

第5章 閉鎖基準

1. 閉鎖基準

TFI が管理・運営する駐車場、又はその存する地域が下記の状態に至ったとき閉鎖するものとする。

- 1) 内水による浸水の発生が予想されるとき
 - ・警戒レベル4相当（大雨危険警報）の防災気象情報が発令されたとき
 - ・時間雨量 50 mm以上の降雨（大阪地点）が、予想される2時間前、もしくは観測されたとき
 - ・駐車場内への浸水が確認された場合
- 2) 洪水による浸水の発生が予想されるとき
 - ・警戒レベル4相当（氾濫危険警報）の防災気象情報が発令されたとき
- 3) 高潮による浸水の発生が予想されるとき
 - ・警戒レベル4相当（高潮危険警報）の防災気象情報が発令されたとき
- 4) 津波による浸水の発生が予想されるとき
 - ・津波警報が発令されたとき
 - ・南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- 5) その他、災害対策本部長が必要と認めたとき

第6章 災害対策の実施

1. 営業時間内の事前対策

- 1) 南海トラフ臨時情報、又は地震、津波の警報等が発令された場合

- (1) 災害対策本部の対応

現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

- (2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

- ①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、滞在者に知らせ、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
- ②状況を鑑み避難場所への誘導を実施。
- ③周辺道路が使用不能な場合は、入庫口及び出庫口を閉じ駐車場を閉鎖する。
- ④緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。（別表2）
- ⑤災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。

2) 大雨、洪水による警報等が発令され、災害の発生が予想された場合

災害対策本部及び現地駐車場における体制および対応は、別表1のとおりとする。

(1) 災害対策本部の対応

現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、閉鎖基準に従い、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

- ①風水害情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ②場内放送等により、情報の内容を駐車場内に周知するとともに退去をうながし、必要に応じて避難誘導を行う。なお、閉鎖判断がなされた場合には、予告的な周知はせず、入口表示、館内放送、デジタルサイネージ等を通じて、「既に閉鎖している」ことを明確に示す。
- ③防水扉（防水板）、排水ポンプ、非常用の発電機等の作動を確認する。
- ④入庫口を閉鎖する。出庫口は状況の許す限り開けておき、可能な限り出庫させる。
- ⑤出水の状況に応じて、出庫口の防水扉（防水板）を閉じる。その際、誤進入防止の措置を施す。
- ⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。
- ⑦必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。
- ⑧巡回の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。
- ⑨出水の状況により、災害対策本部に更なる応援要請を行う。

3) 雪害・路面凍結による被害が懸念される場合

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

- ①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ②大雪警報等の情報を適切な方法で駐車場利用者に周知する。
- ③大雪の場合は、駐車場の車両及び歩行者出入口部の周辺を除雪する。
- ④路面凍結が懸念される場合は、車両及び歩行者出入口部の周辺に必要なに応じて、滑り止め用砂を散布する。
- ⑤緊急連絡体制表に従い、必要に応じて連絡を実施する。
- ⑥必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。
- ⑦巡回の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。

2. 営業時間内の事後対応

- 1) 地震、津波、風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）、雪害・凍結等の災害が発生せず、これらの警報等が解除される等、被害のおそれが無くなった場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①設置した災害対策本部を解散する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、次の措置を講じる。

- ①緊急連絡体制表に従い、状況を報告する。
- ②閉じた防水扉（防水板）を開ける。
- ③入、出庫口を開ける。
- ④通常の営業を行う。

2) 地震、津波が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

- ①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
- ②入庫口をただちに閉鎖するとともに可能な限り駐車車両を出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。
- ③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。
- ④震度4以上の場合は、駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。
- ⑤災害対策本部に被害の状況を報告する。
- ⑥災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。
- ⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、営業を再開する。
- ⑧応急的な復旧が完了し安全が確認されるまで、駐車場を閉鎖する。

3) 風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）、雪害・凍結等が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

- ①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
- ②駐車車両を可能な限り出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。
- ③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。
- ④駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。
- ⑤災害対策本部に被害の状況を報告する。
- ⑥災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。
- ⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、防水扉（防水板）を開けた上で営業を再開する。

4) 火災が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

- ①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ②場内放送等により、情報の内容を駐車場内に周知する。
- ③防火区画への侵入防止、避難誘導及び初期消火を速やかに行う。
- ④駐車場内の状況を把握し、消防等の関係機関に連絡する。
- ⑤必要な内容を臨場した消防、警察官等へ引継ぐ。
- ⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。

第7章 防災訓練

災害対策の充実強化を図るため、防災訓練を実施する。

1. 訓練の実施

訓練は毎年、近畿地方整備局大阪国道事務所・TFI・現地スタッフ及び関係機関と連携して行うものとする。

2. 訓練項目

下記項目より、訓練項目を適宜設定して行うものとする。

- 1) 避難訓練（場内放送により、駐車場利用者に訓練内容を伝達するとともに、可能な場合は、駐車場スタッフにより、避難誘導を行う。）
- 2) 情報伝達訓練
近畿地方整備局大阪国道事務所、TFI、タイムズ24、タイムズサービス、日本管財、駐車場スタッフ、警備会社等に対し、想定している訓練の内容及び訓練の結果等の必要な情報を伝達する訓練。
- 3) 止水板設置訓練
近畿地方整備局大阪国道事務所、TFI、現地スタッフ等により、止水板の稼働確認や手動設置を行う。また設置できなかった場合や設備不作動の場合には、速やかに代替手段を講じることとする。
- 4) その他、防災上必要と思われる事項

第8章 防災に関する教育及び広報

1. 駐車場スタッフに対する教育

TFI は、駐車場スタッフに対する教育については、想定される災害の種類により対応が異なることを考慮し、以下の事項について、講演会、研修への参加及びパンフレット等により行う。

- 1) 防災気象情報の内容及びこれに基づいてとられる措置の内容
- 2) 予想される地震・津波による被害に関する知識
- 3) 風水害の予想に関する知識
- 4) 駐車場スタッフの果たすべき役割

2. 広報

TFI は、駐車場利用者に対し、以下の事項についてパンフレットや場内掲示等により広報を行う。

- 1) 地震が発生した場合における対応
 - ①震災情報の提供
 - ②帰宅困難者心得 10 カ条・地震発生時の外出者の行動ルールの掲示：別添②
- 2) 風水害による災害の発生が予想される場合における対応
 - ①風水害情報の提供
 - ②駐車場の位置を示した、ハザードマップの掲示：別添③
- 3) 災害が発生した場合における対応
- 4) 火災が発生した場合における対応
- 5) その他
 - ①災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法の掲示：別添④

第9章 その他

より円滑な防災業務の推進を図るため、この計画の他に国土交通省防災業務計画（以下 URL 参照）を災害対策本部及び管理事務所へ備えるとともに、近畿地方整備局大阪国道事務所が定める計画等に基づき協力するものとする。

(<https://www.mlit.go.jp/saigai/bousaigyomukeikaku.html>)

桜橋駐車場における防災組織体制

別表1

災害対策本部の構成及び任務

災害対策本部

大阪国道事務所

本部長 <全体総括>

： 大阪国道事務所長

副本部長 <本部長の補佐>

： TFI (株) 担当部長

情報・調整班

<気象等情報の収集・伝達>

<関係機関との調整>

： 大阪国道事務所 管理第二課長

広報・支援班

<記者発表・HP等 広報>

： 大阪国道事務所 地域調整課長

現 地

桜橋駐車場

現地調整班

<現地対応の総括・調整>

： タイムズサービス(株) 次長

<現地対応の副総括>

： 大阪国道事務所北大阪維持出張所長

現地対策班

<止水板、土嚢の設置>

<料金ゲートの操作、開閉>

： TFI (株) 現地スタッフ

： 大阪国道事務所職員又は維持業者

警戒活動班

<防災設備の稼働点検>

<駐車場内パトロール>

： TFI (株) 役職未定

避難誘導・広報班

<利用者の誘導>

<館内放送等の情報提供>

： TFI (株) 役職未定

桜橋駐車場緊急連絡体制表

■施設管理者

大阪国道事務所		
TEL	06-6932-1421	代表・平日
	06-6932-8111	休日・夜間
携帯		
大阪国道事務所 北大阪維持出張所		
TEL	06-6931-0241	平日
携帯		

■関係機関

大阪市建設局下水道部（下水道管理者）		
TEL		代表・平日
		休日・夜間
携帯		
大阪市建設局道路河川部（道路管理者）		
TEL		代表・平日
		休日・夜間
携帯		
大阪市建設局危機管理室（地域防災）		
TEL		代表・平日
		休日・夜間
携帯		
大阪港湾局計画整備部（港湾管理者）		
TEL		代表・平日
		休日・夜間
携帯		
大阪管区气象台（気象情報）		
TEL		代表・平日
		休日・夜間
携帯		

■運営事業者

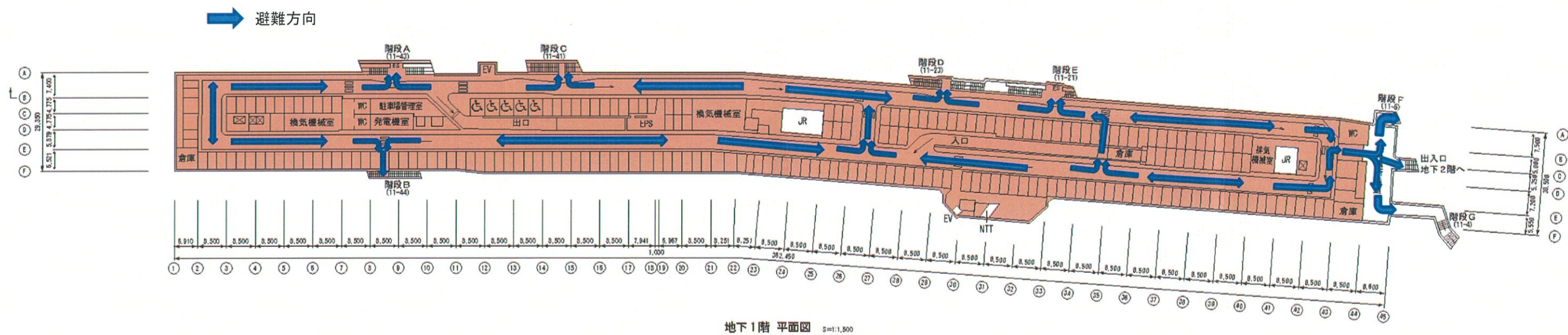
TFI株式会社		
TEL		
携帯		
タイムズサービス株式会社		
TEL		
携帯		
日本管財株式会社		
TEL		
携帯		

■連結施設管理者

JR.西日本（JR北新地駅）		
TEL		
携帯		
大阪市街地開発株式会社（ディアモール）		
TEL		
携帯		

■その他

桜橋駐車場 管理事務所		
TEL		
携帯		
ディアモール 管理事務所		
TEL		
携帯		
大阪府警察 曾根崎警察署		
TEL	06-6315-1234	
大阪市消防局		
TEL	06-6582-2854	



帰宅困難者心得 10 か条

－ 外出時に地震が来てもあわてないために －

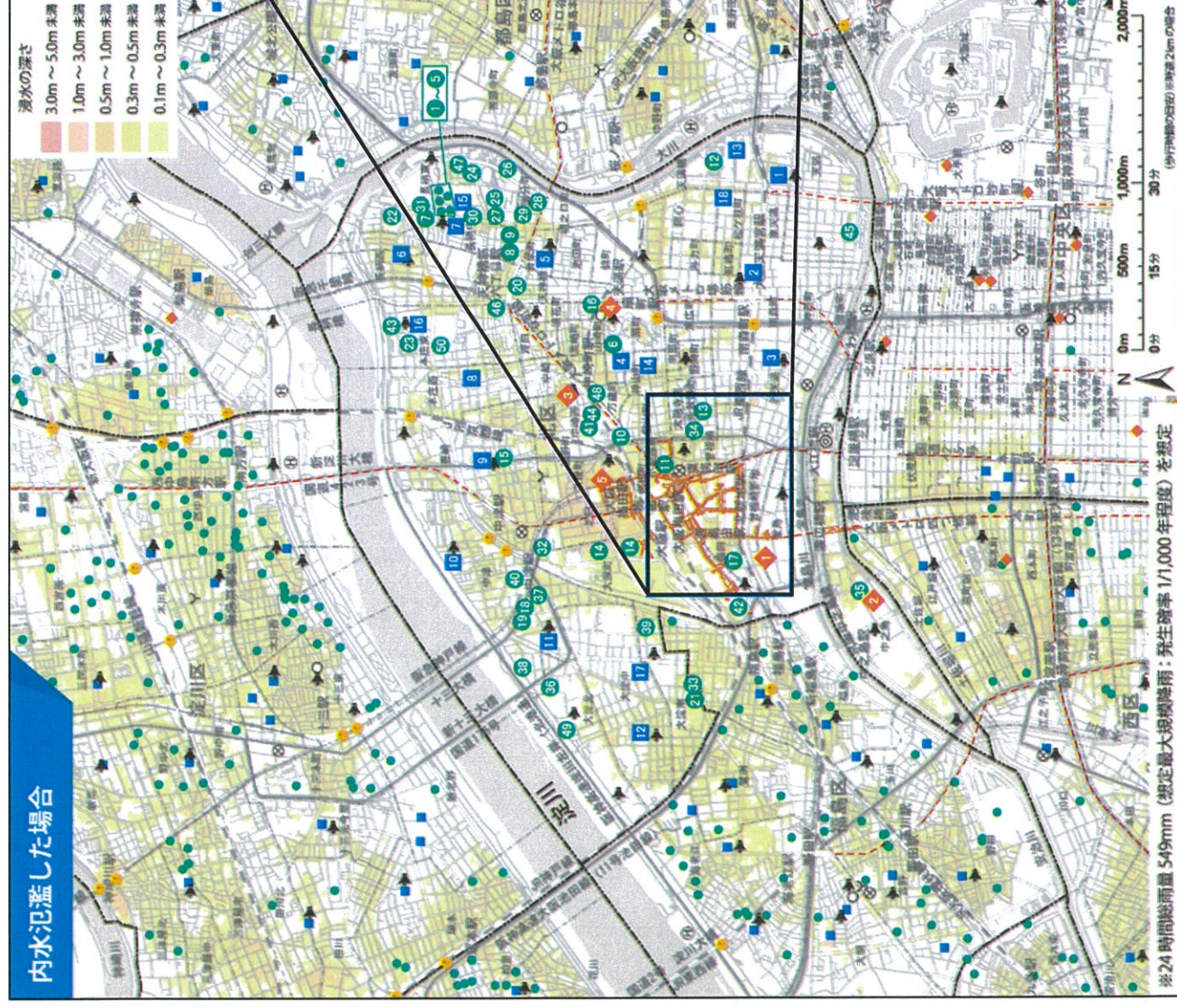
1. あわてず騒がず、状況確認
 2. 携帯ラジオをポケットに
 3. つくっておこう帰宅地図
 4. ロッカー開けたらスニーカー (防災グッズ)
 5. 机の中にチョコやキャラメル (簡易食料)
 6. 事前に家族で話し合い (連絡手段、集合場所)
 7. 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
 8. 歩いて帰る訓練を
 9. 季節に応じた冷暖準備 (携帯カイロやタオルなど)
 10. 声を掛け合い、助け合おう
-

－ 地震発生時の外出者の行動ルール －

1. むやみに移動を開始しない。
2. まず安否確認をする。
(災害用伝言ダイヤル 1 7 1 や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。)
3. 正確な情報により冷静に行動する。
(公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機など)が安全なのか自ら判断する。)
4. 帰宅できるまで外出者同士が助けあう。
(一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など)を優先して収容する。)

大阪市北区ハザードマップ（内水氾濫）

別添③



【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	171			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		1	3 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	2	4 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。 XXXX
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 0XX XXX XXXX			
伝言ダイヤルセンタに接続します。※1					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1#	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1#
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9# [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください)
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。		[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です			
⑤	終了	自動で終話します。			

通話料は発生しません

通話料が発生します ※2

通話料は発生しません

通話料が発生します※2

※1センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、
「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)